

平成29年10月5日

《警察本部》

◎坂本（孝）委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。（9時59分開会）

本日の委員会は、昨日に引き続き付託事件の審査等についてであります。

それでは、警察本部について行います。

初めに議案について、本部長の総括説明及び第10号議案の説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、会計課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎小柳本部長 それでは警察本部提出の予算議案及び県有財産の取得に関する議案について御説明を申し上げます。最初に第1号平成29年度高知県一般会計補正予算についてでございます。お手元の資料ナンバー①、高知県議会定例会議案（補正予算）の、6ページをござんください。

本議会でお願いをしますのは債務負担行為の補正についてであり、警察本部庁舎の電気料金6,616万8,000円の債務負担行為をお願いするものであります。詳細につきましては後ほど会計課長から説明をさせます。

次に第10号県有財産（無線機）の取得に関する議案についてでございます。お手元の資料ナンバー③、高知県議会定例会議案の17ページ、それから資料ナンバー④、議案説明書（条例その他）の3ページ中段をござんください。本件は、高知県警察IPR型警察移動無線通信システムに利用するための無線機の取得に関するもので、契約方法は一般競争入札、契約予定金額は1億6,904万5,920円、内訳は高知県警察IPR型警察移動無線通信システムの無線機一式、台数は229台、契約の相手方は三菱電機株式会社四国支社でございます。今契約は高知県財産条例第2条第1項の規定による議会の議決を必要とする案件でありますことから、御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

〈会計課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて会計課長の説明を求めます。

◎室津警務部参事官兼会計課長 それではお手元の資料ナンバー②、議案説明書（補正予算）の77ページをござんください。

今回お願いしております債務負担行為は、警察本部庁舎の電気料金です。これまで長期継続契約により四国電力と随意契約を行っていましたが、新電力の参入を見込み、平成30年4月1日からの電力供給契約を一般競争入札とするため、入札契約等の期間を考慮しまして、今回の補正予算でお願いするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 この2年間の債務負担行為は、今、新電力で供給しているところと契約を結んでいるのは県庁の中でも幾つかありますよね。警察もたしかあったと思いますけれども。

◎室津警務部参事官兼会計課長 13施設あります。

◎坂本（茂）委員 そういうところをもとにして負担行為の額を決めているのか。あるいは、例えば今まで随意契約でやっていた四国電力との2年分で負担額を決めているのか。それはどちらで。

◎室津警務部参事官兼会計課長 今回の額でございますけれども、1年の契約をする予定としております。この額の決定につきましては、本部庁舎を除く13の警察施設が現在、新電力等と一般競争入札で契約をしております。その一般競争入札に付しました13施設の予定価格に対する落札率を確認しまして、その平均値が91.5%でありました。それで、四国電力が公開しております電力メニュー、これに基づき試算しまして、試算額が約7,231万円でございます、この額に県警の13施設の落札率、91.5%を掛けました、6,616万8,000円と算定したものであります。

◎坂本（孝）委員長 以上で、警察本部の議案を終わります。

警察本部より、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

最初に、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、生活安全部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承をお願いします。

◎小柳本部長 報告事項について、御説明申し上げます。報告事項は、警察本部、生活安全部、生活安全企画課が所管する、公益財団法人高知県防犯協会の通常総会等の開催結果についてでございます。詳細につきましては、生活安全部長に説明をさせます。

私からは、以上でございます。

〈生活安全部〉

◎坂本（孝）委員長 続いて、審議会等の開催結果について、生活安全部長の説明を求めます。

◎依岡生活安全部長 平成29年度の審議会等の開催結果について御説明をいたします。お配りしております警察本部説明資料の、審議会等という赤色のインデックスが張りつけられたページをお開きいただきたいと思います。

警察本部生活安全企画課が所管します、公益社団法人高知県防犯協会の定例理事会が、平成29年5月15日、通常総会が平成29年5月30日に、それぞれ高知会館において開催をされました。

定例理事会出席者につきましては、高知県防犯協会会長、岡崎誠也高知市長などござ

います。平成28年度事業報告書及び収支決算書の承認について、総会決議案等について、高知県防犯協会役員改選について、などが審議されまして、全て可決承認となっております。

また、通常総会出席者は高知県防犯協会会長、岡崎誠也高知市長など、約40名であります。第1号議案平成28年度事業報告及び収支決算の承認について、第2号議案平成29年度正会員の会費について、第3号議案平成29年度事業計画案及び収支予算案について、第4号議案役員改選について、第5号議案総会決議案について、がそれぞれ審議されまして、全て全会一致で可決承認となり、総会、議案などに対する質疑事項はございませんでした。

審議会等についての説明は、以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

次に、吉良委員から、高知県条例遵守と地域説明会を求める陳情についての質問要望が出ております。

◎吉良委員 今議会で第4号の陳情が出ております。御案内のとおりだと思うんですけども、その内容は、現在セントラル系のパチンコ店の建設にかかわって、県の条例に抵触するんじゃないかという内容です。本議会で質問もさせてもらいましたけれども、改めてこの陳情書に対する御見解をいただければと思います。

◎依岡生活安全部長 陳情は十分確認をさせていただいております。本部長等が一般質問でも御報告差し上げたのが基本のところでございます。21世紀の相模店の旧の営業所につきましては、25メートル規制のところでは許可が出ておまして、当時の営業所と東側の駐車場につきましては、ブロック塀とかフェンスで分離されており、パチンコ店専用の駐車場とは区分されておまして、通常の来店客が駐車をするように設けていたものとは当時言えなかったこと。また、当時の担当者の警察官が、パチンコ店の入れかえのときの検査時等におきまして、その都度確認をしております。そのときに駐車場について、いわゆる専らその営業の用に供されているとは認めがたいという状況で、営業といいますか、許可は続けておった状況でございます。

今回の陳情で住民の方が、学校の近くに大規模パチンコ店が建つのではないかと御心配しておられることも重々承知をしておるところでございます。ただ、条例で現在25メートル規制になっておる状況で、その旨で、許可の申請が出てない状態でございますので、個別の内容について、今お話をなかなか差し上げる状態にはないというのも現実の状況でございます。

◎吉良委員 既に建築申請が出されて、処理もされて、実質的には8月1日から建築に入るといふ計画だったんですね。多分事前に風営適正化法にかかわっての御相談があっ

るんじゃないかと思うんですけども、その辺についてはいかがですか。

◎**依岡生活安全部長** 一般論から先に申し上げさせていただきますけれども、パチンコ店の新築等に関しては大きな建設費とかがございますので、業者のほうは法令もしくは条例というのは重々承知しております。その許可に当たっては、人的、設備的、場所的条件を全てクリアしなければいけませんので、事前に担当へ相談があるケースは当然でございます。本件につきましても、今まで許可したところを、1回返納をかけておりますので、その点について将来的に確定やないんですけども、当時の事情について、お話があったということは聞いておる状況でございます。

◎**吉良委員** その業者は、従前と同様のことであれば、学校からの距離も含めて許可はとれると思っております。しかしここでも気にされているように、その一体と見られるという、この捉え方が微妙に違うんですよね。いわゆる敷地は全部その8メートルのところまでぎりぎりあると。その敷地をどのように処理しようが、そこから入ってくる営業収入は、その土地を持っている経営者に入ってくるわけですから。普通に考えると、それは専ら、一体のものとして考えるのが妥当ではないかと思うんです。それについて御意見いただきたいということ。

それから、今の条例が昭和59年でしたか、84年にできたものですよ。その当時のパチンコ店の営業の業態は割と小規模であったと。それからもう30年以上たって、随分と大型化し始めてますよね。要するにアミューズメントとして大きくなって、周辺の中でも、ぴかーによく見える状況になっているということは、やっぱりその環境に与える影響も随分と違ってきていると思うんです。そういうことを考えると、風営法の指摘している風俗的な風紀上の問題だとか、この25メートルということ、それでよしとするということが、果たして妥当なのかどうかということも、今回問われているんじゃないかと思うんですけども。その2点について、御見解をお願いできますか。

◎**依岡生活安全部長** 1点目の御質問の専らという部分です。機能的に法令で制限をかけている性質のものということは、御承知と思うんですけど、その中で、警察庁が出しました運用要領の解釈の部分のお話だと思うんです。一つは御指摘のように、その建物と社会通念上一体として見られているということで、ただ、それに付随して、それが営業の用に専ら供されておるという現実、この二つが基本的には必要ではないかと理解をしているところでございます。

ですから、例えば、非常に端的な御説明になりますけど、1人の業者がおって、その敷地内を二つの業務に使って、財布は一つになるということは、確かにそれは一つの社会的通念上から見たら、その収入とか営業とかという面では一つになるのかもしれませんが、風俗適正化法に言います、この建物に対する制限といいますか、許可の部分で言えば、やはりその専らの部分はしっかりと判断していくべきではないかなと考えておるとこ

ろでございます。

2点目の御指摘でございます。そのとおりでございます、確かに昭和59年に制定されました。この条件についても、当然いわゆるこの風俗適正化法の性格上、その風俗環境を保持するというのは非常に重要です。それと、風俗営業との調和ということも非常にバランスを保たなければならないと。両方の国民の権利をバランスよく保つという部分もあると思うんです。いずれにしても各都道府県において、その実情に合わせて当時、適正かつ十分な制限であろうということで多分規制して、そういうことでやってこられたのだと思います。

議員の御指摘は、30年たって状況が変わっていますよねということなんですけれども、確かに、この30年でパチンコ店もそうですし、風俗営業の実態は県内でも変わっています。また、風俗営業からの影響を保全すべきとして指定しておる学校とか、児童福祉施設、病院、これらの数とか状況、それから県内の地域事情も変わってきているとは思いますが、この風俗適正化法そのものは、基本原則から言えば、県条例ではパチンコ店のみならず、全ての風俗営業全体に制限をかけておる条例なんですね。ということで、基本的にこの条例を30年前とはいえ、きちっとそういう形で適正なんですよ、これで県内の風俗環境を保つんですよということで基準を示してやってきて、この30年間を通じながら、高知県内における風俗営業の環境を保ってきたということも大きな事実なんです。

ですので、基本的に適か不適かということ是非常に難しい部分があります。なぜ風俗適正化法があるかなんですけれども、少年問題、非常に環境が影響を及ぼす可能性があるからこそできておるわけで、その25メートル規制が当時あったのが、今は正しくないのかということになると、ほかの風俗営業の関係も極めて慎重に考えてやる必要がありますので、現状において今言えることは、当時制定されて30年間高知県の風俗営業の、風俗適正化法の目的を達成するための基礎として、基準として用いられて、現代の風俗の状況が保たれておるといふ現実、これから鑑みれば一概に改正とか、問題があるとは、県警としてなかなか言いがたい状況であるということでございます。

◎吉良委員 徳島県なんかは100メートルですね。それから愛媛県が50メートルでしたっけ。それから香川県が70メートルだったかな。というふうに、それぞれその県においてやってるわけですね。本県の場合はそれがどうなのかということ、総合的にもう1回検討し直すことが私は必要だと思うんです。

当該地については、本会議場でも答弁があったように、教育長は望ましくないと。現地の状況も御存じだと思いますけれどもね。小学校がある。隣には中学校がある。その横には幼稚園もある。その通りに面して、中学校は産業道路に面して100メートルぐらいなんです。こっちは140メートルですよ。それはきんきらきんの大きなものができるということは、教育長が望ましくないとというのは、私は当然だと思うんです。そういう地域の状況

も見ながら、従前それでよかったからいいんだということじゃなくて、やっぱり検討して見直していくということも大事だと思います。

大きなところで言うと、私が質問した翌日、厚労省が調査したギャンブル依存症のことが出ましたけれどもね。数値が、私の数値と、私のは前なんでちょっと違ってましたけれども。環境の問題が医師からも出されているように、1年間で70万人あったと。そして過去でいうと380万人ぐらいが、ずっとギャンブル依存症で大変な思いをしているということもあるわけですから。そういう社会的な影響も含めて、もう1回これを検討し直すと。もともとその25メートルか、何メートルかというのは、要するにそういう環境上の問題でやりなさいと。そしてその一体かどうかというのは、そういうことに鑑みてふさわしくない、望ましくないことを許さないがための25メートルですので。教育長みずからが望ましくないと言われていることをしっかりと押さえて、風俗適正化法の解釈、その基準から言ってもどうなのかってことを、私はもう1回現状に応じて解釈していくと。そして適正に、厳正に対処していくと。従前がこうじゃなくてね。そういうふうに今思うんですけれども、本部長はどういうふうにお考えですか。

◎小柳本部長 御質問の件につきましては、学校の近くにパチンコ店が建設されることで、少年の健全育成に支障が及ばないかという御懸念というふうに思います。もとより県警察としては、県内の少年の健全育成は、極めて重要な課題であると考えておりまして、そのための環境づくり、環境整備することの必要性はもちろん承知をしております。

今生活安全部長から御答弁申し上げましたように、風俗適正化法におきましても、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止ということが目的として掲げられておりまして、高知県におきましても県条例で、学校が保全対象施設ということで定められて、距離制限がなされて規制が行われているということでございます。

県警察としては、これらの趣旨を十分に踏まえて、今後もその法の目的にしっかりと沿うように、法律、条例による規制を厳格に運用していくということがまず基本的な姿なんだろうと思っております。

一体であるか否かの話につきましては、我々としては解釈運用基準に照らして、解釈運用基準では、例えば駐車場であっても、駐車場が建物と一体であって専ら営業のように供されていれば営業所に含まれるという解釈を示しておりますので、その基準に照らしてどうかということ、きちんと判断していくことが重要なんだろうと考えているところであります。

◎吉良委員 ということは、従前の解釈で申請が来たら判断をしていくことになる、望ましくないものが営業されていくと思うんですね。それでは、さっき言いましたように、教育長のよろしくないという思いもありますように、当然地域のほうも、それはよくないということに対して、お墨つきを与えるということになるわけです。それはぜひ、もう1

回その運用基準のあり方も含めて警察庁と、さらに、こういう状況だけれどもどうなのかと、その運用基準でいいのかと。実際、住民も教育長もふさわしくないというものを許可せざるを得なくなっているということを率直にぶつけて、それを従前と同じように認めていくことについては、再検討すべきだと私は思います。

いずれにいたしましても、今PTAも、これについて説明を求める署名も始まっております。それからこの当該地は、最初の21世紀のときから反対です。この相模町の町内会長も一緒になってこの建設を許さないという世論が非常に多いんです。もうパチンコ店はえぞどというのが率直な住民たちの気持ちなんです。そうした世論のことも含めて考えながら対応もしていただきたいということを要請しておきたいと思います。ぜひ、御検討をよろしくお願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《採決》

◎坂本（孝）委員長 お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案1件、条例その他議案7件について、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定しました。

それでは、これより採決を行います。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。

よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号「高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。

よって、第6号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号「高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。

よって、第7号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号「高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第8号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に第9号「県有財産(数学機器)の取得に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号「県有財産(無線機)の取得に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第10号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号「高吾地域拠点校体育館等新築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第13号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することになりました。

次に、第14号「新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第14号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎坂本(孝)委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案3件が提出されております。

まず、「軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書(案)」が自由民主党、県民の会、公明党、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎坂本(孝)委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ うちも大丈夫です。

◎ 異議なし。

◎坂本(孝)委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって、提出することといたします。

次に、「小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書(案)」が公明党、自由民主党、まほろばの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎坂本(孝)委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 専門的な能力が必要なんで、結局この3の民間の人材ということになっていくんやろうと思うけれども。そこで、何らかの形で教育的な配慮をした人材を積極的に育てていくというようなことがないといけないんじゃないかと思うんで、この3は、どういうことを念頭に置いているのかということをお聞きしたいんですけれども。

◎ こういう形で必修化されて進んでいくという方針で行っておりますけれども、そうした中で、先ほど話がありましたけれど、確かに今そういったことを教えられる人が少ないというのは事実としてあろうかというふうに思うんですよね。であるがゆえに、今こういう教育をして、人材をふやしていかないといけないという部分です。そこは卵が先か鶏が先かみたいな部分にはなってくるわけではありますけれども。

◎ 選考はするんだろうけれども、まずは教育の専門家としてその人材を育てていくということがないとよね、何かもう丸投げしたみたいにことになってしまわんかなという懸念があるわけよ。

◎ そこは当然全部丸投げという形ではなしに、教員も入った中でいろんな形で教えていくということになってこようかとは思いますがね。ある面、補助的なみたいな部分はあるかもしれないですけどね。

◎ そういうことをきちっと念頭に置いているものだったら、私はまあ。

◎ 私は、もうちょっと3番が非常に気にかかるわけで。それと国のほうが必修化しゆうから、なかなかその流れに逆行するようなことができないのかもしれないですけど。これも多分、総合学習の中でやろうとしておる。総合学習の場で英語もやる。もう一体何の総合学習かというような状況になってて。本当にもっとやらないかんのはあるんじゃないかと。そういうことを考えたら、小中学校でプログラミングを学ばせないかんもんなのかということ自体に、私はちょっと抵抗感があるわけです。そんな中で、本来やったら教員がきちんとやれるような、教員のスキルアップも含めたことがあった上で、やっていくことが望ましい。しかしそれが間に合わなければ、民間人材を活用するということに、民間人材の活用の仕方がどうなのかとかというようなこともあろうかと思うんです。積極的に賛同するということにはなかなか。会派の中では、まだまとまってないというふうな状況があります。

◎坂本（孝）委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻しを行います。

次に、「核兵器禁止条約に署名・批准し、成立に積極的役割を果たすことを求める意見書（案）」が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

（ 小 休 ）

◎ 政府の方針と同じという思いもありますんで、この意見書には不一致というふうに思っています。核兵器が現実ある中で、核保有国の賛同を得られない状況で核禁止条約というのが採択されてますんで。核保有国の理解も得られる、持っていない国の理解も得られるという現実的な対応を日本はしていくべきじゃないかと。このように思っています。

◎坂本（孝）委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の委員会は10月10日火曜日午前11時から、委員長報告の取りまとめなどを行いますの

で、よろしくお願ひします。

なお、先月の県外調査について、あらかじめ事務局で取りまとめた調査出張報告書案をお手元に配付しております。10日はこの内容に係る各委員の御意見を取りまとめたかと考へておりますので、よろしくお願ひします。

本日の委員会は、これで閉会いたします。

(10時41分閉会)